

第二号書式（第十二条関係）（昭32運令6・全改、昭33運令12・昭50運令36・昭53運令32・昭57
運令3・平6運令12・平13国交令112・令元国交令20・一部改正）

船 舶 件 名 書	
船 舶 の 種 類	
船 名	
船 籍 港	
船 質	
帆 船 の 帆 装	
総 ト ン 数	トン ・
機関の種類及び数	箇
推進器の種類及び数	箇
進 水 の 年 月	年 月
臨 検 年 月 日	年 月 日
臨 検 地	
年 月 日 所属官庁 船舶測度官 氏 名 ㊞	

（日本産業規格 A 列 4 番）

- 備考
- 1 船質の欄には、「鋼」、「強化プラスチック」、「アルミニウム合金」等を記載すること。
 - 2 帆船の帆装の欄には、「三檣バーク」、「二檣トップスルスカーナー」、「二檣スクーター」、「一檣スループ」等を記載すること。
 - 3 機関の種類及び数の欄に記入する機関の種類は、「ディーゼル機関」、「電動機」、「ガスタービン」、「タービン汽機」、「往復動汽機」等を記載すること。
 - 4 推進器の種類及び数の欄に記入する推進器の種類は、「螺旋推進器」、「ジェット推進器」、「シュナイダー推進器」、「外車」、「空中プロペラ」等を記載すること。
 - 5 進水の年月の欄には、外国において製造した船舶については西暦により記載すること。